

## 食中毒警報発令要領

### (目的)

第1条 食中毒の発生が予想される場合に食中毒警報(以下「警報」という。)を発令し、県民及び食品取扱者に食品衛生に関する注意を喚起することによって、食中毒の発生を未然に防止するとともに、併せて食品衛生の知識の高揚を図ることを目的とする。

### (警報発令者)

第2条 警報の発令は、健康福祉部長が行う。

### (警報の発令基準)

第3条 警報は、原則として、次の各号のいずれかに該当するときに発令する。

- (1) 気温 30 以上が相当時間継続すると予想される時。
- (2) 日平均気温が 27 以上で、かつ、日平均相対湿度が 75%以上の日が連続して 2 日間続いたとき又はそれが予想される時。
- (3) 感染性胃腸炎(ウイルス)の定点当たりの報告患者数が 15 人以上で、かつ、前週比が 2 週間連続して 1.1 以上の増加となったとき。
- (4) 警報発令者が食中毒の発生予防のため特に必要があると認めるとき。

### (警報の有効期間)

第4条 警報(前条第3号又は第4号に基づき発令されるものを除く。)は、発令日から最長で 10 日間有効とし、その後は自動的に解除される。なお、さらに期間を延長する必要がある場合は再度発令する。

### (委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、生活衛生課長が内規で定める。

#### 附 則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成 18 年 5 月 1 日から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。